



1枚に切り取る医療界の2週間

2020年9月14日号

Medical management support by astellas

エックス線装置等に係る安全管理体制の規定をチェック ～4月に施行された改正省令

《背景》 2019年3月に公布された医療施行規則の一部を改正する省令のうち、「診療用放射線に係る安全管理体制」に関する規定が2020年4月に施行され、エックス線装置などを備えている病院・診療所は、安全管理に係る一定の体制確保が求められている。

《解説》 同規定の施行から間もなく半年となる時期。義務化された事項を改めて確認します。規定では、①診療用放射線に係る安全管理責任者の配置、②診療用放射線の安全利用のための指針の策定(文書化)、③安全利用のための研修の実施—が求められます。さらに、CTや血管造影用X線装置、PET-CT等を用いる診療にあたっては、被ばく線量の管理と記録等の対応が必要です。指針の策定に関しては、厚生労働省がガイドラインを示しているほか、日本医師会や日本診療放射線技師会においても指針のモデルを作成・公開するなどのサポートが行われています。

◎「診療用放射線に係る安全管理体制」の規定(2020年4月1日施行)で求められる事項の概要

安全管理責任者 ■ 安全管理指針 ■ 安全利用の研修 ■ 線量の管理と記録

① 診療用放射線に係る安全管理のための責任者の配置

☞例えば、クリニックの場合、院長が責任者。一定条件の下、常勤の診療放射線技師でも可。

② 診療用放射線の安全利用のための指針の策定

☞厚生労働省が、医療機関向けの指針策定に関するガイドラインを通知(2019年10月3日付)。

③ 放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修の実施

☞研修は1年度1回以上。既に義務化されている医療安全に係る研修と併せた実施が可能。

④ 放射線診療を受ける者の放射線による被ばく線量の管理および記録等

☞対象となるのは、①CTエックス線装置、②血管造影検査に用いる透視用エックス線装置、③診療用放射性同位元素、④陽電子断層撮影診療用放射性同位元素—を用いた診療。

※「医療法施行規則の一部を改正する省令」(平成31年厚生労働省令第21号)および「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成31年3月12日付、医政発0312第7号)に基づいて、医療総研(株)作成。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867